

消 防 救 第 7 2 号

平成23年3月11日

各都道府県消防防災主管（部）局長 様

衛生主管（部）局長 様

消防庁救急企画室長

私的二次救急医療機関への助成に係る特別交付税の算定概要について

平素より救急業務の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年度より創設しました標記の件にかかる算定方法につきまして、別紙のとおり確定しましたので、お知らせいたします。

算定に際しましては、救急隊により対象の私的二次救急医療機関に搬送された傷病者の受入人数及び当該医療機関への助成（見込）額を算定の基礎数値としております。算定に用いる数値につきましては、「私的二次救急医療機関への助成に係る地方財政措置の基礎数値について」（平成22年3月26日消防救第84号）で各都道府県衛生主管部局長あてに平成22年4月1日以降の集計を依頼していたところですが、平成23年度以降につきましても同様に算定する見込みですので、平成23年4月1日以降も引き続き、対象の私的二次救急医療機関に搬送された傷病者の受入人数につきまして集計いただきますよう、よろしく願いいたします。

正式な基礎数値の調査は、10月以降を予定しております。

なお、平成23年度以降の算定につきましては、当該年度の4月1日を対象医療機関の基準日とすることとしております。実施基準未策定の団体におかれましては、引き続き実施基準の早期策定に努められますよう、よろしく願いいたします。

記

1 平成23年4月1日以降に集計していただく数値について

① 対象医療機関

特別交付税の対象となる医療機関（当該年度の4月1日に下記のすべての要件を満たす医療機関）

- ・ 二次救急告示医療機関
- ・ 私的医療機関※

※ 国公立医療機関及び公的医療機関（病院事業を実施していない市町村が一定の公的医療機関（日本赤十字社、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合（医療法第31条に規

定するその他厚生労働大臣の定める者)、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人(済生会を除く。)、学校法人、社会医療法人、健康保険組合又は国家公務員共済組合連合会のいずれかが開設する医療機関)に財政支援を行う場合の当該公的医療機関以外の医療機関

- ・ 消防法第35条の5第1項に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施基準において医療機関リストに掲載された医療機関

※ なお、地方財政措置の対象となる医療機関は、都道府県又は市町村が救急分野への助成(建設費を除く。)を行っている私的二次救急医療機関であり、上記の調査対象の全てが対象になるものではないことにご留意下さい。

② 基礎数値

- ・ 救急隊(ヘリコプターにより搬送するものを含む。)によって対象医療機関に搬送された傷病者の受入人数(当該年度の4月1日より集計)
- ・ 対象医療機関に対する当該年度の助成(見込)額(当該年度の10月1日時点のものを調査予定)

救急企画室 担当：滝川補佐 川畑

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7539

E-mail:m.kawabata@soumu.go.jp

平成 22 年度 私的二次救急医療機関への助成に係る特別交付税措置の概要

【措置の趣旨】

平成 21 年の消防法改正を受け、都道府県が策定することとされた傷病者の搬送及び受入れの実施基準に基づく救急搬送・受入れの円滑な実施を推進するため、私的二次救急医療機関への助成に係る経費について地方交付税措置を講じる。

【措置対象】 平成 23 年 1 月 1 日に以下の 3 つの要件をすべて満たす医療機関を対象とする。

※平成 23 年度以降は当該年度の 4 月 1 日とする。

○二次救急告示医療機関であること

○私的医療機関であること

※ 国公立医療機関及び公的医療機関（病院事業を実施していない市町村が一定の公的医療機関（日本赤十字病院、済生会病院等）に財政支援を行う場合の当該公的医療機関）以外の医療機関
○傷病者の搬送及び受入れの実施基準において、医療機関リストに掲載された医療機関であること

【基礎数値】

① 当該年度の 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の救急搬送受入見込傷病者数

（平成 22 年 4 月 1 日～9 月 30 日の救急搬送受入傷病者数）×（前年の月別搬送割合における 1 年間の搬送件数／4 月 1 日～9 月 30 日の搬送件数：平成 22 年度は 2.05）

② 平成 22 年 10 月 1 日時点での平成 22 年度助成見込額

【交付時期】 3 月交付

【措置方法】

医療機関ごとに算出した下記①または②のいずれか少ない額の合計額について下記の措置率 α を乗じた額の措置を行う。（1 医療機関への助成に対する上限額として、都道府県分は 1 千万円、市町村分は 2 千万円とする。）

措置率 α :

（都道府県及び政令市）

1 から財政力指数を 2 で除して得た数を控除して得た数

（0.5 未満の場合は 0.5、0.8 を超える場合は 0.8）

（その他市町村） 0.8

① 13 千円×救急搬送受入傷病者数

② （当該年度の地方公共団体の助成見込額－国庫補助額）※1,2,3

※1 施設整備に係るものは、除く。

※2 小児救急医療拠点病院運営事業、小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業等、普通交付税で措置されている金額は、本特別交付税措置の対象から除く。

※3 複数の地方公共団体が 1 つの医療機関に対して助成を行っている場合は、助成額に応じて按分して算出する。